

平成二十七年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第二号）

平成二十七年九月九日（水曜日）

出席委員（十三名）

委員長	工藤健一		
副委員長	奈良完治		
委員	前田信一	清水孝夫	
	奈良岡文英	小野稔	
	藤林公正	吉村忠男	
	相馬勝治	佐々木政美	
	横山哲英	浅利直志	
	野呂日出男		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	平田博幸
総務課長選管事務局長併任	五十嵐晋

企 画 財 政 課 長
税 務 課 長
住 民 課 長
福 祉 課 長
建 設 課 長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者会計課長兼務
監 査 委 員
選 管 委 員 長
教 育 委 員 長
教 育 長
学 務 課 長
生 涯 学 習 課 長
学校給食センター所長
農 業 委 員 会 会 長
地方創生推進室長
上下水道課長補佐

能登谷 英 彦
横 山 精 逸
三 浦 郁 雄
齋 藤 美津昭
阿 部 悟
幸 田 信 雄
榊 淳 一
神 忠 勝
三 浦 秀 男
田 澤 文 雄
武 田 登
兵 藤 範 明
小 杉 利 彦
佐々木 盛 男
野 呂 廣 志
工 藤 峰 靖
久保田 整

事務局職員出席者
事 務 局 長

佐々木 克 治

副 参 事

三 浦 孝 司

審 査 日 程

議案第六十一号 平成二十六年藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

議案第六十二号 平成二十六年藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 平成二十七年九月九日

開 議 午前九時五十八分

○委員長（工藤健一君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。

○事務局長（佐々木克治君）

改めて、おはようございます。

報告申し上げます。上下水道課長、けがの治療のため、本日も欠席という旨の届け出がございました。あわせて、上下水道課からは久保田課長補佐が出席する旨の届け出がございましたことをご報告申し上げます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

次に、上下水道課より、発言を求められております。上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

おはようございます。

先般の一般質問において、浅利議員からご質問のありました津軽広域水道企業団の水質保全対策についてにお答えいたします。企業団では、平成二十五年度から毎年浅瀬石川ダム流入河川の汚濁付加調査を実施しており、ことしの秋までの三年間の調査結果と国土交通省のこれまでのダム湖水質モニタリング結果から、異臭味に限定しないダム湖の将来水質全般の推定と、これを踏まえた浄水処理方式の検討作業を平成二十七年度末をめどとして行うこととしていることとあります。なお、構成市町村が求める水質水準と、その水準に必要な施設整備費、維持管理費の受水料金への影響など、構成市町村それぞれの考え方が十分に反映、集約された方針としたいとのこととありました。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

次に、農政課長より発言を求められております。農政課長。

○農政課長（幸田信雄君）

きのうの質問事項の中で、公有財産（二）山林について、決算書のページ数でいくと三百九十六ページでございます。三百九十六ページをお開きください。そこの（二）山林について、分収としては、分収造林、これは弘前市の相馬地区にございまして、昭和六十一年に植栽したやつが杉二万一千五百七十本、昭和六十二年に植栽した杉が一万九千八百六十本で、現在の推計本数は、四万一千四百三十本となっております。収益割合は、伐採し、利益が出た場合の収益の取り分でございますけれども、国が十分の三、町が十分の七となっております。

続きまして、分収育林につきましては、これは大鱈町にあるわけですが、平成元年契約分、契約した時点でその樹齢は三十四年でございます。その杉の現在の推計本数は四千八百七十五本となっております。同じくその伐採し、利益が出た場合の収益の取り分については、国が五十五・六二分の二十七、町が五十五・六二分の二十七となっております。

次に、面積でございますけれども、町に財産的に有するものは、山そのものではなく、木を伐採、販売し得る収益の利益であることから、ゼロである。つまり、町は杉の木のオーナーであるということになっております。

続きまして、三番目、立木の推定蓄積量五万八千七百三十一立方メートルと、現在所有する分収の価値についてでありますけれども、杉の値段というのは、大体五十年成の杉でありますけれども、杉一本の幹材積は、材積表から〇・五七四六立方メートルになっておりますので、平成二十二年のデータでありますけれども、杉の山ごと立木価格というのは立米当たり二千六百五十四円となっております。したがって、杉一立米当たりは、一千五百二十五円となっております。参考までにその五十年杉を育てる経費としましては、杉一立米当たり一千九百六十七円となっておりますので、仮にこの時点で売れば、赤字が出るという状況でございます。ただいまご説明しましたように、杉の値段の基礎という

のは、一立米当たりの体積で取引がされるということでありますので、決算書に書いております町所有の分収林の蓄積量というのは五万八千七百三十一立米でありますけれども、この五万八千七百三十一立米というのも、実際に杉一本一本を計算して、実測したわけではございませんので、あくまでも推計価値でございます。今、仮に五十年経過した杉の価値が先ほどご説明しましたように、杉一立米当たり一千五百二十五円としますと、単純に掛け合わせますと、八千九百五十六万五千円相当の価値があるのではないかと思われましても、ただ、実際その販売価格というのは、伐採年度の時価で決まるということですので、実際そのときにならないとその価値というのはわかりません。したがって、ここでいう推計価値としては、そのくらいあると思われまします。ただし、先ほど言いましたように、経費そのものもかかるわけですので、実際これほどの価値があるかどうかというのは現在は不明でございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

次に、総務課長より発言を求められております。総務課長。

○総務課長（五十嵐 晋君）

決算委員長のお許しがありましたので、発言をさせていただきます。

昨日の決算特別委員会の中で、奈良岡委員からの質問で、各種委員の中で、公募の委員の人数という質問がありました。その内容でございますが、現在の公募の委員数は四委員会六名であります。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査日程に従い、本日は議案第六十一号平成二十六年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初めとし、全部で二件を審査する予定であります。各事業会計において、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第六十一号平成二十六年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

決算の説明を求めます。上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

それでは、議案第六十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、その概要についてご説明申し上げます。決算書の三百十ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出についてご説明いたします。まず、収入が総額で三億九千百十七万三千五百九円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が三億七千四百六十八万二百六十三円で、そのうち、借受消費税及び地方消費税が二千六百七万二千七百四十六円であります。

第二項営業外収益が一千六百四十九万三千二百四十六円で、そのうち借受消費税及び地方消費税が四万一千二百四十七円あります。

次に、支出でございますが、総額で四億八百三十四万七千十一円あります。内訳といたしましては、第一項営業費用が三億七千六百六十五万八千二百七十四円で、そのうち、仮払消費税及び地方消費税が一千四百四十八万二千八百五十五円あります。

第二項営業外費用が三千百四十万八千六百八十三円で、そのうち、納付する消費税が一千四十一万七千百円、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が二十八万五千四百円あります。

続きまして、三百十二ページをお開き願います。続きまして資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で一千百四十一万二千二百十四円あります。内訳といたしましては第一項出資金が五百九十七万円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還元金の経費として、一般会計から繰り入れした出資金であります。

第二項補助金が百五十万円で、緊急時浄水装置及び広報用車両の購入費に対する津軽広域水道企業団からの補助金で

あります。

第三項負担金が九十二万二百十四円で、消火栓の更新工事費に対する一般会計からの負担金であります。

第四項長期貸付金三百二万二千元、これは下水道事業会計への貸付金の元金償還分であります。

次に、支出の総額が一億七十七万九千九百四十一円であります。内訳といたしましては第一項建設改良費が二百八十八万四千四百十四円、そのうち仮払消費税及び地方消費税が二十一万三千三百六十四円であります。主なものといたしましては、上下水道課事務室空調設備工事費が百十八万八千元、上下水道課サーバー室冷却用設備工事費が七十七万二千二百円であります。

第二項固定資産購入費一千二百三十二万四千七百九十四円、そのうち仮払消費税及び地方消費税が七十一万六千八百八円あります。主なものといたしましては、水道資産評価等システム構築事業が六百五十一万円、新水道ビジョン策定事業が二百十六万円、緊急需要浄水装置購入費が百七十七万七千六百八十円あります。

第三項企業債償還金が八千五百五十七万四千七百三十三円で、償還先別件数では、財政融資資金が十七件、地方公共団体金融機構資金が八件、民間資金が五件あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額八千九百三十六万七千七百二十七円については、損益勘定留保資金等で補填したものであります。

三百二十四ページをお開きください。事業の概要のうち、主に業務量につきましてご説明いたします。給水人口が前年と比較して五十八人減の一万五千五百二十五人、給水戸数は十二戸増で五千三百九十四戸、年間総配水量は二万一千七百六十八立方メートル減の百四十八万二千九百八十八立方メートル、年間総有収水量が一千九百六十一立方メートル減の百三十三万二千百一十一立方メートルであります。

三百二十七ページをお開き願います。次に、企業債についてご説明いたします。

平成二十六年末企業債残高は、九億三千四百五十九万三百六円あります。借入先別では、財政融資資金が十八件で、七億二百七十八万三千四十四円、地方公共団体金融機構資金が八件で、一億六千八十一万五千五百八十六円、民間資金

が五件で七千九十九万一千六百七十六円であります。

次に、三百二十九ページをお開き願います。収益及び費用についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は、三億六千五百七万二千八百八十五円であります。内訳といたしましては、営業収益が三億四千八百六十万七千五百十七円、そのうち給水収益が三億四千八百四万四千五百十七円であります。給水収益の内訳といたしましては、水道料金が三億三千八百二十八万八千六十七円、メーター使用料が九百七十五万六千四百五十円であります。受託工事収益が十六万六千円、その他営業収益が三十九万七千円あります。

次に、営業外収益が一千六百四十六万五千三百六十八円、内訳といたしましては、受け取り利息が百三万六千八百三十三円、他会計補助金が三十一万四千七百円、これは上水道の広域運営を促進するための企業債の償還利子の経費として、一般会計から繰り入れした補助金であります。長期前受金戻入一千三百七十万八千九百九十一円、これは平成二十六年からの地方公営企業法改正に伴っての減価償却費に対応する現金収入を伴わない収入であります。雑収益が百四十四万四千八百四十四円で、主なものは水道企業団保守業務委託料及び官舎賃借料であります。

三百三十ページをお開き願います。費用についてご説明いたします。費用総額は三億八千三百四十四万七千五百十六円あります。内訳といたしましては、営業費用が三億六千二百七十七万五千四百十九円、そのうち、浄配水費が一億四千九百九十二万五千九百十九円、主なものといたしましては、委託料が百六十六万六千八百二十四円、委託料の主なものといたしましては、電気保安業務委託料が四十三万八千四百八十円、水質検査委託料が三十万七千四百円、浄水場定期点検業務委託料が四十万円あります。修繕費が一千二百八十一万二千三十五円、修繕費の主なものといたしましては、配水管仕切り弁修繕費が三百二十四万九千二百九十五円、浄水場施設等修繕費が百八十一万三千四百二十円、常盤浄水場高圧ケーブル更新工事費が百十四万円、メーター取替工事費が三百八十一万七千円、交換用メーター修繕費が二百七十九万二千三百二十円あります。動力費が六百二十四万四千四百八円、受水費が一億二千八百四十九万二千三百七十

八円で、これは、津軽広域水道企業団から水を買うための費用であります。受託工事費が十二万二千八百五十七円、総係費が五千九百八十三万七千二百二十四円で、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費及び賞与、法定福利費引当金の職員給与費が四千六百四十六万九百十二円、委託料が五百七十七万七千四百八十三円、委託料の主なものといたしましては、水道メーター検針業務委託料が三百八十八万八千六百八十三円、電算機器保守委託料が七十四万九千円であります。減価償却費が一億七百七十四万五千二十九円、主なものといたしましては、建物分が三百三十八万七千六百四十五円、構築物分が八千四百二十三万五千七百二十五円、機械及び装置分が一千六百八十万六千七百三円、工具、器具及び備品分が三百十二万九千四百十七円であります。

次に、営業外費用が二千九十九万一千五百八十三円、内訳は企業債利息であります。償還先別では、財政融資資金が十七件で、一千六百二十七万六千三百六十四円、地方公共団体金融機構資金が八件で三百九十八万三百五十一円、民間資金が五件で七十三万四千八百六十八円であります。収益から費用を差し引いた当年度純損失一千八百三十七万四千七百七十一円の赤字決算となったものであります。

以上で、水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

丁寧な説明ありがとうございます。それで、結局は赤字になったんだということなんですけれども、収入に対して費用のほうが余計かかったからというようなことなんだろうと思いますけれども、同時に、企業会計の全面適用というのをこの平成二十六年度から決算上は導入しているわけなんですけれども、赤字になった理由というのはどの辺にあるというふうに水道事業上は見ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。ただいま説明申し上げましたとおり、平成二十六年年度決算は、一千八百万円ほどの赤字となりました。しかしながら、現金預金から未払金を差し引いた金額、つまり内部留保資金、これは実際ふえております。三百十八ページの貸借対照表をごらんいただけますでしょうか。こちらの二、流動資産(一) 現金預金一億八千百万円余り、これから隣のページの三百十九ページの四、流動負債(二) 未払金二千七百万円余り、これを差し引きますと、一億五千四百万円ほどとなりますが、これが実質内部留保資金でありまして、昨年度平成二十五年度決算に比べて三千八百万円ほどふえてございます。この原因として、ふえているのに赤字決算と。このことにつきましては、昨年度下袋浄水場の解体をしてございます。その解体に伴う資産減耗費が関係してございます。固定資産の除却で現金の支出を伴わない資産減耗費が二千百万円ほどございました。さらに解体費用二千二百万円ほどに対して、一〇〇%の企業債借り入れをしてございます。これで対応しておりますが、この企業債というのは、損益上収入としてカウントされないものでございます。費用のみの計上となっているため、経過として赤字決算となったものであります。決算書の三百十ページをごらんいただきたいと思います。ここの一番下に書かれてございますなお書き、なお、営業費用云々と書かれている、いわゆるなお書きというものがございますが、ここで二千四百六十万円の企業債、これはこの表の上の収入の分、ここには含まれてございません。収入総額に企業債分を加えますと、支出総額を上回り、黒字決算となりますが、これが複式簿記であり、公営企業会計であるということから、計算上は、平成二十六年年度は結果として赤字決算となったものでありまして、決して経営状況が悪いとか、そういうことではございません。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

質問は要らないとかという野次じゃない、つぶやきがありましたけれども、実際、三百十八ページの貸借対照表を見ますと、現金、預金として一億八千万円ほど計上されて、三月三十一日末で、一億八千万円ほど計上されておると。そして、課長が説明されたように、二千七百万円ほどの未払い金といいますか、これは確実になもので、もっと全体としては流動負債というか、全体を見れば一億一千七百八十九万円、一億円余はあるわけでありまして。したがって、一億八千万円から一億円を引くと一億八千万円ぐらいいは弾力的に使える費用であるというふうにも見込まれると思うんですけれども、私が聞きたいのは、そこで三百十四ページのところで、当年度の一千八百三十七万円の準損失については課長から説明を受けたのですけれども、それで、その一千八百三十七万円、そして前年度繰越利益剰余金というのはゼロですよ。そのさらに下に、その他の未処分利益剰余金変動額というのが三千八百九十五万、三千九百万円というか、そういうふうになっていて、結局当年度の未処分利益は二千五十八万円だというふうになっているんですよ。このその他の未処分利益剰余金というのは、変動額というのは変動するという意味なのか、その辺のあるいはまた、今までの会計と違った新会計にしたから、この額が出てきたんですよというような意味合いなのか、その他の未処分利益剰余金変動額というのは、過年度分でないと思うので、その辺の捉え方はどういうふうに捉えればよろしいのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。浅利委員もおっしゃるとおり、会計制度が変わりまして、その変わったことに伴っていろいろ修正しているところ、調整しているところがございますが、ただいまの三百十四ページのその他未処分利益剰余金変動額というのは、平成二十六年から改正された会計制度にのっとって処理した結果、調整額が必要になる。その調整額を計上したものであります。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

休憩でいいんですけれども、調整額って、何と調整してそういう……。休憩でいいんですけれども。

○委員長（工藤健一君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時二十九分

再 開 午前十時三十分

○委員長（工藤健一君）

休憩前を取り消し、会議を再開いたします。

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

内部留保の考え方や金額についても久保田課長代理からお示しいただいたんですけれども、それで、貸付金の問題ですけれども、これは最終三百万円ぐらいずつ返していくんですけれども、最終年度はどういうふうな、いつになっているんでしたでしょうか。

また、同時に現状の契約では残金は一括返済するというふうになっているんでしょうか。その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。たしか一般質問でもお話があったかに聞いておりますが、水道事業会計から当時の農業集落排水事業会計のほうに三回に分けて一億一千五百万円を貸し付けしてございます。その償還期限は、三年間にまたがっていますので、最終的には平成三十二年三月となっております。それぞれ十年償還で最終年度には残額一括償還するというふうに計画を組んでいるものでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

もう一点お聞きいたします。先ほど説明した中にはちょっとなかったのかなと思っているんですけども、事業費に関する事項の中で給水原価というのがありますが、平成二十六年度は二百八十七円だと。平成二十五年度は、ページ数は三百二十六ページです。二百四十四・五円だと。二百八十七円というようなことなんですけれども、これで給水の原価はこれくらいになりますよと。この計上費用、有収水量から割り返していきますとそうなるんですよというふうなことなんですけれども、単純な話といいますか、いわゆる何か津軽広域企業団のホームページを見ますと、おいしい水の卸元ですよというふうに言っているんですよ。一体卸から何ぼで買ってきて、そして給水原価がこれくらいになっているのかという、そのもとの仕入れ、立米当たりの仕入れ値といいますか、その辺はどういうふうな現状なのでしょうか。それについてお答えしていただけたらなと思います。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。企業団が売っている、町が買っている、その金額でございますが、いわゆる受水費というものでご

ざいまして、決算書の三百三十ページの一款一項一目の九節、真ん中あたりに受水費というものがございまして。トータルで一億二千八百万円ほど、この町が企業団から買い入れたといいますか、購入した水の金額がこの金額であります。この金額がどのように単価といいますか設定されているのかという部分についてご説明いたします。受水費というのは、当町を初め、弘前市など、構成九市町村において設定したルールがございまして、それによりますと、基本料金と使用料金と二つに分けたものがございまして、これの合算額となっております。

まず、基本料金でございまして、企業団が設定した年間水量、これは、藤崎町の場合であれば、藤崎町が一日当たりどのくらいの水を使うのかというものを計算したこれが一日当たり六千立米という設定をしたものがございまして。ただ、これは昭和五十年代の話でして、今は全然低くはなっています決算書の三百二十四ページをごらんいただきますと、年間総配水量、真ん中あたりの表で平成二十六年年度一日最大で四千七百二十九立米と。これだけ開きはあるんですけども、この料金を設定した当時、昭和五十年代の話では、一日当たり五千九百二十八立米というふうな設定になってございます。一日約六千立米を一年間三百六十五日で計算しまして、二百十六万立米ほどになります。これに基本料金分としての単価は四十五・七四円、四十五円七十四銭、この単価を乗じたものが基本料金、それからもう一つ、使用料金、これは年間総配水量、先ほどの決算書の三百二十四ページにある年間のトータルで百五十万立米ほど、これに企業団の単価が十九・九円、十九円九十銭、この金額を乗じたもの、この二つを合わせて、料金として計算され、トータルで決算書にある一億二千八百五十万円ほどの受水料になっているということでございまして。以上でございまして。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

何笑っているんですか、それ。町長失礼じゃないですか。何かおかしいことでもあってらんですか。関係ないような会話はすべき時間じゃないんじゃないですか。

それじゃあ決算の認定に同意できない理由をお話ししたいと思います。詳しくは本会議で述べたいと思っておりますけれども、水道料金、消費税が八%になることによって、三%のユーザーにとっての負担増になったということ。企業会計上はやむを得ないという、やむを得ない措置でもあったというふうに思われますけれども、しかし、そもそも消費税に頼らない税制そのものを私としては追求すべきだと思っておりますので、その点での水道料金の増税分については、賛成できません。

また、九千六百万円余の貸付金の早期の返済を早期の回収、返済を図るべきだというような、そしてさらに水道会計のさらに一層の健全化を図るべきだということから、本決算に同意できません。以上です。

○委員長（工藤健一君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。小野委員。

○小野 稔委員

私は議案第六十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計決算の認定を求める件に賛成するものであります。これは、健全であり、適正に処理されているものであると思ひ、賛成するものであります。

○委員長（工藤健一君）

ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

起立多数であります。よって、議案第六十一号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題とします。

決算の説明を求めます。上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

それでは、議案第六十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件につきまして、概要についてご説明申し上げます。

決算書の三百四十六ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が、総額で六億四千三百八万九千五百六十二円であります。内訳といたしましては、第一項営業収益が二億一千九百六万一千七百五十四円、そのうち、借受消費税及び地方消費税が一千三百十五万四千六百三十七円あります。第二項営業外収益が四億二千八十五万四千六十六円あります。

第三項特別利益が三百七十七万三千七百四十二円、そのうち、借受消費税及び地方消費税が二十三万二千九百四十九円あります。

次に、支出でございますが、総額で六億二千三百九十二万四千七百六十四円あります。内訳といたしましては、第一項営業費用が五億四百十三万一千八百三十四円、そのうち仮払消費税及び地方消費税が九百六十三万八千三百三十三円あります。

第二項営業外費用が一億一千九百六十九万三千二百四円、そのうち納付する消費税が二百一万九千五百円、この消費税は費用には計上されないものであります。

第三項特別損失が九万九千七百二十六円、内訳といたしましては住所不明者の下水道使用料等の不納欠損分であります。

三百四十八ページをお開き願います。資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入が総額で二億七千六百十三万四千元であります。内訳といたしましては、第一項企業債が一億七千八十万円であります。

第二項出資金が九千六百三十三万四千元、これは企業債の償還元金等の経費として一般会計から出資金として繰り入れたものであります。

第三項補助金が八百万円、これは最適化整備構想策定事業に係る県補助金であります。

次に、支出が総額で四億六千八十三万三千三十二円あります。内訳といたしましては、第一項建設改良費が二千五百八十五万四千五百三十円で、主なものといたしましては、藤崎町流域関連公共下水道事業全体計画都市計画決定変更業務委託料として、三百八十八万八千元、藤崎町流域関連公共下水道事業下水道法等変更認可業務委託料が九百十八万円、最適化整備構想策定業務委託料が七百二十万円、岩木川流域下水道事業建設負担金が四百七十七万円あります。

第二項企業債償還金が四億三千百九十五万六千五百二元で、償還先別件数では、財政融資資金が八十三件、金融機構資金が二十二件、簡保生命資金が二件、民間資金が四十九件あります。

第三項借入金償還金が三百二万二千元、これは水道事業会計から運転資金として借り受けした資金の元金償還分であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億八千四百六十九万九千三十二円につきましては、損益勘定留保資金等で補填したものであります。

三百六十ページをお開き願います。事業の概要のうち、主に経営活動についてご説明いたします。

まず、加入状況ですが、加入戸数が前年度比三十九戸増の三千九百六十一戸となっております。年間汚水処理量が一万七千二百九十二立方メートル増の百七万二百四十三立方メートル、年間有収水量が八百六十一立方メートル減の九十二万一千八百四十九立方メートルであります。

三百六十四ページをお開き願います。企業債についてご説明いたします。平成二十六年末企業債残高は、五十五億七千二百五十三万六千九百三十三円であります。借入先別では、財政融資資金が八十三件で、三十八億四千七百五十三万三千五百三十四円、地方公共団体金融機構資金が二十一件で、一億六千五百六十二万三千六百十七円、簡保生命保険が二件で、二億三千七百六十一万七千九百十四円、民間資金が四十二件で、十三億二千七百七十六万一千二十八円であります。

三百六十七ページをお開き願います。収益及び費用についてご説明いたします。なお、決算額につきましては、消費税及び地方消費税の額を除いたものとなっております。

まず、収益についてご説明いたします。収益総額は六億二千九百七十万七千六十八円であります。内訳といたしましては、営業収益が二億五百九十万七千百十七円、そのうち下水道使用料が一億七千五百六十八万三千百十七円、雨水処理負担金が二千九百五十九万九千円、これは雨水処理費として一般会計から繰り入れしたものであります。その他、営業収益が六十二万五千円、これは検査手数料及び指定排水設備工事業者審査手数料であります。

次に、営業外収益が、四億二千八十五万九千百五十八円、内訳といたしましては、他会計補助金が二億五千四百七十七万六千円、これは一般会計から繰り入れした補助金であります。長期前受金戻入が一億六千六百六十七万八千六十六円、これは減価償却費に充当する現金を伴わない収入であります。雑収益が五千九十二円、特別利益が二百九十四万七千九百十三円で、主なものといたしましては、岩木川流域下水道維持管理負担金精算還付金で、二百八十六万三千六百五十円であります。

続きまして、三百六十八ページをお開き願います。費用についてご説明いたします。費用総額は六億一千二百二十六万六千九百三十一円であります。内訳といたしましては、営業費用が四億九千四百四十九万三千五百一元、そのうち、管渠費が二千三百四十三万五千七百三十一円、主なものといたしましては、光熱水費が四百三万八千二百六十三円、委託料が一千四十四万六千四百十円、委託料の主なものといたしましては、公共下水道事業で、污水管清掃・調査・補修業務委託料が三百万円、農業集落排水事業では、マンホールポンプ場維持管理業務委託料が百九十二万二千二百二十四円、

污水管清掃・調査・補修業務委託料が百九十五万八千円、マンホールポンプ及び配電盤点検業務委託料が百七十一万八千七百五十円であります。修繕費が七百六十六万四千七百円、修繕費の主なものといたしましては、公共下水道事業で、マンホールポンプ機器修繕費が二百八十一万円、農業集落排水事業でマンホール廻り舗装修繕費が百二十万円であります。

三百六十九ページをお開き願います。処理場費が五千八百万三千四百十四円、主なものといたしましては、委託料が一千六百九十四万六千五百十一円、委託料の主なものといたしましては、污水处理施設維持管理業務委託料が一千四百六十六万七千五百九十四円、常盤地区処理施設オゾン脱臭装置点検業務委託料が百十萬円であります。手数料が六百八十三万六千九百九十円、手数料の主なものといたしましては、汚泥収集運搬が二百九十一万七千九百円、脱水汚泥運搬が二百十萬六千九百四十四円、脱水汚泥処分が百六十万八千五百六円、修繕費が一千四百七十万八千九百円、修繕費の主なものといたしましては、常盤地区処理施設自動微細目スクリーン取替工事費が二百二十五万円、中島地区浄化センター一回分槽コントローラー等取替工事費が五百十萬円であります。動力費が一千六百六十六万六千五百五十一円で、これは処理場の運転に係る電気料であります。流域下水道維持管理負担金が三千七百六十四万九千八百八十九円あります。総係費が二千二百七十九万六千五百五十九円、主なものといたしましては、給与、手当、法定福利費、引当金の職員給与費が一千九百四十七万三千八百四十三円、負担金が二百十三万六千五百十一円、負担金の主なものといたしましては、農業集落排水事業で、飯田、林崎処理施設維持管理負担金が百九十六万五千百三十九円あります。減価償却費が三億五千二百四十二万三千五百四十四円、主なものといたしましては、公共下水道事業で構築物分が一億四千七百三十六万五千九百六十八円、機械及び装置分が一千十八万四千三百九円、農業集落排水事業で、建物分が二千九百九万八千三百七十九円、構築物分が一億七百八十万一千二百九十円、機械及び装置分が四千七百七十三万五千八百二十六円あります。

次に、営業外費用が一億一千七百六十七万三千七百四円で、内訳といたしましては、企業債利息が一億一千六百九十三万九千七百二十七円、償還先別では公共下水道事業で、財政融資資金が五十六件で四千百五万一千五百五十七円、金融

機構資金が二十一件で、三百万四千八百九十六円、簡保生命資金が二件で三百七十二万九千八百七十四円、民間資金が三十四件で、九百八十万五百八十円、農業集落排水事業では、財政融資資金が二十七件、五千五百十五万一千百六十七円、金融機構資金が七件で、七十二万二千四百二円、民間資金が十八件で三百四十七万九千二百五十一円であります。長期借入金利息が七十三万三千九百七十七円であります。これは水道事業会計から借り入れした借入金利息であります。収益から費用を差し引いた当年度純利益が一千七百四十四万百三十七円の黒字決算となったものであります。

以上で、下水道事業会計決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は三百六十九ページの費用のところなんですけれども、この中で中島地区浄化センター回分槽コントローラー等取替工事費五百十万円ほどというふうになっているんですけれども、簡単に言えばどういう回分槽のコントローラーというのは、本体もコントロールするところも両方だというふうに考えられるんですけれども、これ、中身はどのような内容なものなのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。農業集落排水の施設、中島の処理施設であります。汚水管を通過して処理場に入ってきたものを砕いたり、いろいろ分類したりして、きれいな水にするために何段階もあるわけなんですけれども、その中で回分槽、汚水の水を攪拌したりする装置なんです。水をきれいにするための一工程であります。その工程で処理する回分槽装置がコ

ントローラーが老朽化に伴って、壊れたということでその取り替え工事をしたものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は三百五十八ページです。これを見ますと、公共の下水道の加入率七三・三％、前年度から比べればちょっと加入率が上がっております。それで、集排事業は六九・九％、これも前年度から見れば若干加入率が上がっております。そこで、この今までこの普通のくみ取りからこの水洗にするために、この町で改良資金、貸していると聞いておりますが、今でもそれを継続して実施しているものですか。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。貸付金としてはございますが、過去においてその利子補給というものでいわゆる助成していたものは供用開始から何年間というふうに制限がございまして、そういう利子補給はしてございません。ただ、その金融機関から借り入れするというその比較的低利な、そういうものの受付を町で、我々上下水道課のほうで受付して、金融機関のほうに橋渡しするというふうな形ではしてございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

この加入率低迷しておる現況でございますので、私の記憶でだば、ここのくみ取りから、この水洗にするために貸付金四十万円だか何だかっていうそういうことも聞いたことがあります。それで、このとおり何回も言いますけれども、水

道事業は、本当に重い負担金を抱えております。それは十二分にわかります。けれども、この加入率を一件でも二件でもふやさなければ、これは負担金の軽減、少なくするためにも必要ではないかと、私は思うわけです。その点について、この貸付金あたりも、町で少しながら補助金を出すなり、そういうような対策を立てながら、みんなで下水道事業を少しでも早く健全化していければなど、私は思いますけれども、その点、町長、どういう考えを持っておりますか。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

長年生活環境の快適さ、それから自然の環境の美化、もろもろひっくるめて快適な住まいのために公共下水道、集落排水、ずっと歴代の首長、議会の協力を得て、進めてきたわけです。我が町はそのかいあって、全町的にその整備はほぼ終えてございます。その加入率につきましては、先ほど課長補佐のほうから説明あったように、その整備したその際に、利子補給等々もしてきたところでもございます。若干今になって、もうその本管につなぐ人はほとんどもうつなぎ終えただろうと。これからやる方は例えば残念ながら高齢者世帯とか、ひとり暮らしとか、なかなか資金的になかなか幾ら利子補給してもなかなか進まない方の家庭が相当まだ残っているのかなと、そう思っております。いずれにしましても、さらに町民の皆さんには、快適な生活環境を整えるために、この本管につなぐ情報発信は上下水道課を中心に町の広報等も使いながら、粘り強くしていきます。ただ、これ以上進めるために、どういう手法があるか、これは私ども担当課、あるいは財政部局とも鋭意また検討していきたいと、そう思っております。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ついであって言えばちょっと語弊ですけれども、平成十九年にこの編入されました若柳地区を取り上げますと、管は、本

管は道路目の前を通っているわけです。前にも一回質問で取り上げたこともありますけれども、それだけでも、工事中は過去の敷地内に宅地の汚水ますを設置いたします。今で言えば、その本管から敷地に持っていくその配管工事、これは結構金がかかると思います。それで、大儀だってへばあれだけでも、そういう人も何軒かおると聞いております。そういう点もまた考慮をしながら、そういう本管から宅地へ配管する、そういうのにも少し町でも目を配りながら、少しでも一件でも余計に加入率を進めていきたいと、そう私は思っておりますので、要望をしておきます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、三百七十三ページでしょうか。その前にもあるんですけども、この農集排最適化整備構想策定業務委託料七百二十万円というふうなことが明記されて、計上されておるわけですが、これは最適化計画というようなことはどの辺まで策定業務というのは進んでいらっしゃるのか。その基本的な内容というのはどういうふうになっていらっしゃるのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。最適化整備構想と申しますのは、農業集落排水施設、現在、町には七カ所ございます。この七つの処理場、大分老朽化している施設もございます。今後この七つの農集排の施設をどのようにしていくべきなのかといういわゆるビジョンをつくるものであります。平成二十五年度からことしまで三年間の継続事業でございますが、委託先である土地改良連合団体、土改連のほうに委託しておりまして、これまで七カ所の施設の調査、それから管路も含めて調査してございます。その調査結果が昨年度で終わっておりまして、今年度最終年度といたしまして、その管路の更新、

あるいは処理場の修繕、さらには統廃合とか、処理場の統廃合、あるいは公共への流入とか、そういうふうなものも踏まえた大きな構想でいけば、町全体の汚水処理構想というものにも包括するようなものの構想を今策定しているという状況でございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

たしかことしが最終年度というか、そうしますと結論としては、まだ出ていないというか、ただ、いずれにしても農集排の場合、これ七カ所でしたんですけれども、私の地域にもあるんですけれども、川に囲まれているからその合併するといっても、なかなか難しいところもあるのかなというふうに思ったりもしたりしているんですけれども、もう一つの課題として、いずれにしてもその土改なり、委託先に丸投げするというようなことじゃなくて、丸投げという言い方が適切でない、委託するというには、ある種の企業、上下水道課としてのこのある種のメッセージというか、そういうのが必要なんじゃないかなというふうに思うわけです。農集排同士の統合というか、そういうものとともに、公共下水道のほうに接続するというのも有力な案として考えられているわけなんですけれども、それらについて現場段階で検討した、理屈としてはわかるんですけども、またその水の流れといいますか、そういう問題もあるんですけれども、現場段階で、現場段階というのはこの藤崎町として、検討したことがあるのかというふうなことをお聞きしたんですけれども、それ出てきたからじゃというふうなお考えなのか、その辺、具体的にこれまで今回は決算審査なんですけれども、検討した経過などがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

上下水道課長補佐。

○上下水道課長補佐（久保田 整君）

お答えいたします。具体的なものというのにはなかったと思います。あくまでも今のこの最適化整備構想も構想でありまして、大雑把なという表現は適切ではないかもしれませんが、構想です。具体的なものというのには次の段階の設計、計画という段階で例えば修繕にしても、大規模修繕にしても、管路の更新にしても、先ほどお話のあった施設の統廃合なり、あるいは農集排から公共への接続、流入というふうなものは、次の実施計画の段階で具体的なものが出てくるものと考えておりますが、今、策定している最適化整備構想は、あくまでも構想として、もちろんその委託先である土地改良事業団体連合会のほうに調査したもののほかに町としての浅利委員のお言葉をおかりすれば、メッセージといたしますか、考え方、そういうものは指示してございます。それを加味したもので打ち合わせ、協議も重ねながら、最終的な構想をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十二号は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、決算特別委員会に付託されました議案審議は全て終了いたしました。

お諮りします。今まで議決いたしました本決算に対する決算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の報告書は副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり慎重なご審査をいただき、大変ご苦勞さまでした。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前十一時十四分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

臨時委員長 野 呂 日出男

委 員 長 工 藤 健 一